

平成25年4月10日

於・1002会議室（10階）

第991回

電波監理審議會

電波監理審議會

# 目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について	
－広帯域電力線搬送通信設備（PLC）の屋外利用に関する制度整備－（諮問第7号）	1
(2) 広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の電波の利用状況調査の評価について	
（諮問第11号）	21
3. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
○電波法の一部を改正する法律案について	39
4. その他	
○よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立てについて	45
5. 閉 会	53

## 開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

最初に、総合通信基盤局の職員に入室するように伝えてください。お願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

### 諮問事項（総合通信基盤局関係）

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令案について

－広帯域電力線搬送通信設備（PLC）の屋外利用に関する制度整備－

(諮問第7号)

○前田会長 皆様、お集まりになったようですので、それでは審議を開始いたします。

最初に、前回の審議会で継続審議となりました諮問第7号「無線設備規則の一部を改正する省令案について」につきまして、総務省側から、補足説明はありますでしょうか。

○丹代電波環境課長 それでは、諮問第7号の説明資料に基づきまして、説明させていただきたいと思います。

お手元の資料に、まず、諮問第7号説明資料がございます。前回、同じ資料でご説明させていただきまして、幾つか許容値の策定の経緯ですとか、それから国際標準の動向、漏えい電波が大きくなってしまう場合について、どういった検討をされたか等々、幾つかご審議のポイントをいただきました。今回はそ

の部分について、補足で資料を用意させていただきましたので、それに基づいて説明させていただきます。

お手元に参考資料として、A4横の「諮問第7号に関する参考資料」があるかと思います。これを用いまして、幾つか、前回ご議論いただいた部分についての補足をさせていただきたいと思います。

まず、はじめに「屋外PLCの技術的条件」ということで、こういった形で許容値を導出したかということについて、一部、前回の説明と重複があるかもしれませんが、ざっと説明させていただきたいと思います。

まず、3ページでございますが、「電力線搬送通信（PLC）の概要」と書いてあります。

今回対象となりますのは、下の方にある線表でございますが、赤く塗ってある部分、「屋外利用を要望」と書いてあるところでございます。PLCには10kHzから450kHzの、比較的低い周波数を使うものと、それから2MHzから30MHzの短波帯を使って、高速・広帯域な通信を行うものがございまして、こちらは現在、屋内に限って利用されているものでございますが、この利用エリアを拡大したいという要望に対して検討を始めたものでございます。

次のページにまいりまして、この検討に当たりましては、「規制・制度改革にかかる対処方針」ということで、平成22年に閣議決定いただいた中で、スマートメータの普及に向けた屋外PLC規制の緩和といったものをきっかけに検討を始めたものでございます。

この検討に当たっては、事業者からの具体的な提案等を確認の上ということでしたので、事業者等からいろいろヒアリングを行ってまいりました。それについては、5ページにございますが、そういった結果、今回のこの屋外というところにつきましても、この図のようにございますように、電気利用者の外側、送電線等に係る部分ではなく、利用者側のサイドで、今は建物の中、家の中と

いうふうに限定されていましたが、これを、庭等、遮蔽物のないところまで拡大するといったものについて、具体的な利用、ユースケースがあったというものでございます。

ユースケースの例といたしましては、防犯カメラ、それからE V充電スタンドといったもので、家の中ではなく家の外に置くものと接続したいといったものでございます。

この検討に当たりまして、過去に、屋内でどういうふうな形でP L Cを定めたかというものでございますが、次のページにございますように、コモンモード電流を許容値として設定、漏えい電波に係る基本的なパラメータの分析、電界分布の計算、それから各種累積効果等も考慮するといったようなことで、結果としてはP L C設備を置いた建物から1 0 m離れた地点で周囲の雑音レベルと同等以下になるように許容値を定めたものでございます。

今回、屋外に拡大するに当たりまして、7ページでございますが、まず許容値については、これまでどおりでいいのかどうかということで、情報通信審議会の場でご審議いただきましたが、ここにも幾つかご意見いただきまして、漏えい電界の強さを直接測定する方法、これは米国と非常に似た方法でございますが、それですとか、P L Cモデムの通信に使われます最大電力で規定する方法、それから屋内と同様にコモンモード電流で規定するといった方法のご提案ありまして、検討を進めたところ、結果としては、漏えい電界との因果関係が明確であり、漏えい電波の発生レベルを比較的定量的に規定しやすい、それから従来の方法との整合性がある、測定がしやすいといったようなメリットで、これまでの屋内と同様、コモンモード電流で規定するという方向で進んでまいりました。

次の8ページでございますが、実際にどういう許容値にするかということで、屋外で使われるユースケースから、ここにある3つのモデル、垂直に立ち上が

っている線、それから横に30m程度線を引き回しているケース、それから斜めにしているケースといったもので、放射が強くなるような場合のシミュレーションを行ったというものでございます。

このシミュレーション結果につきましては、次の9ページにございますように、2カ所の場所で実測をして、シミュレーションの結果について、間違いがないかどうかという検証を行いました。

それと、次のページ、めくっていただきまして、1つの発生源からの漏えい電波についてはシミュレーションを行いました。仮にこれが集積された場合に、影響が出るかどうかといった点も、前回の屋内のときに検討しております。こういったものを、そのまま使えるということで、例えば、平成10年当時の調査と平成20年の調査においても、都心から10km以内の住宅の広さはあまり変わらずということで、1軒当たり約100平米、つまり1辺が10mの正方形として密集している状態について計算しました。さらに、普及率が35%程度と見積もりましたが、さらに実際には家が全部くっついているわけではなく、道路とかございますので、そういうのがあると、特段、許容値として大きく考慮する必要がないといったことも踏まえて検討して、許容値を定めてきたというものでございます。

11ページのところでございますが、屋内PLCと屋外PLCとどういった差があるかといったものについて評価したものでございますが、屋外PLCの状況では、屋内に対して異なる要因としまして、配電部分が、分岐が少ないけれども、線が長く引き回されることになるため、それによって漏えい電界の強度が強くなるのではないかとといった要因、それから大地面の電気定数がありますので、これによって大きくなるだけじゃなくて、弱まる場合もあるのではないかと、それから、建物による遮蔽効果がなくなるので、漏えい電界が強まるのではないかと、こういった差分について、先ほど述べたシミュレーションと

実測データ等を用いて検証を行ったところ、実際には共振点において漏えい電波を増加させるということがわかりましたので、これについて、結果として、次のページでございますが、その増加分に対して10 dB許容値を下げるということで、屋内と同等の漏えい電波になるというようなことで許容値を定めてまいったものでございます。

あと1点、PLC間の距離が比較的長いであろうということで、一定の信号の減衰を見込んでおりますが、測定の際に挿入する減衰器として、屋内の20 dBに対して、より減衰量が大きい40 dBといったものを使用して測定を行うというのが主な変更点として、屋外PLCの許容値が定まったものでございます。

この検討に当たりまして、国際標準の対応状況でございますが、13ページにございますように、現在のところPLCの漏えい電波に関する国際標準というのは存在をしておりません。米国では国内基準があつて、欧州でも一部の国で、他の基準を準用して使っております。

国際標準化の経緯としては、CISPRという漏えい電波を定めている国際標準機関で、平成17年から審議を開始したところでございますが、参加各国の合意が得られず、5年間の検討期間を過ぎたということで、今は白紙の状態でございます。

ただ一方、欧州において、現在、規格を制定中でして、もし、これが定まれば、それをきっかけに、CISPRでも検討が再開される可能性もございますので、それにあわせて国内でも検討するかどうか、状況を見きわめたいと考えているところでございます。

それから、次のページをおめくりいただきまして、先ほどPLCで使っている2 MHzから30 MHzの国内における割当ての状況でございます。

こちらにございますように、幾つか話題となっている部分について色分けし

てございます。短波放送が緑、アマチュア帯が赤、あと船舶・航空等の重要無線が紫という形で色分けしてございますように、こういったもので、ほぼ3分の1ずつ使っているというふうな状況でございます。

次のページに、電波法において、PLCが分類されています高周波利用設備の主な周波数の使用状況でございますが、こちらの方では、高周波利用設備がISMの周波数とどういう関係があるかというものを、ちょっとまとめてみたものでございますが、こちらについて言えば、一部、PASMOのように使われている誘導式読み書き通信設備は、ISMの割当てのとおり使っておりますが、搬送式インターホンですとか、一般搬送式デジタル伝送装置について言うと、比較的周波数を広く使っていたり、特定のポイントではなく、ISMバンドに限らず利用しているといったような状況でございます。

それから、次の16ページでございます。これは許容値のレベルを比較してみるという意味で、参考に一覧とさせていただいたものでございますが、今回の広帯域PLCの許容値が左側のほうにございます。それに対して比較させていただいておりますのが、情報技術装置ということで、パソコン、プリンタ等の電源線から漏れる漏れ電波の量でございますが、中段のほうにございますように、2MHzから5MHzの間で準尖頭値26dB、5MHzから30MHzの間で準先頭値30dBというふうに許容値があります。これに対してPLCでは、屋外で20dB、屋内では30dB、15MHz以上では屋外で10dB、屋内では20dBという形で、パソコンから漏れる量とも、許容値としてはほぼ同等ぐらいだろうというふうな量というものでございます。

それから、次のページ以降、PLCの必要性ということで、ニーズについてまとめてみたものでございます。

18ページは、屋外PLCの必要性として、他のメディアと比較したものでございます。ユースケースとして、先ほどの防犯カメラですとかEV充電スタ

ンドといったもので、他の、例えば有線方式の通信ですとか無線方式と、定性的に比較したものでございます。無線の方式は設置が簡便ではありますが、家の中と外というふうにつながりますと、比較的減衰が大きいということで、安定的な通信にはちょっと問題があるといった特徴です。それに対してP L Cでは、電力線で接続いたしますので安定的であると言えます。有線L A Nは、もちろん帯域、それから安定度は非常にいいものでございますが、今の日本の建物の状況を考えると、電源は既に屋外コンセントがある場合が多いものの、通信を外と内側で引くというふうになりますと、追加の工事が必要になるのではないかと思います。そういったものがP L Cでは簡便にできるといったメリットがあるのではないかとこのようにまとめてみたものでございます。

外の防犯カメラを使うニーズとして、簡単につけたいというふうなのがございまして、そういったもので無線というのも有望なメディアでございまして、先ほど言った、家の中と外では減衰があるといったような状況ですが、一方、簡単につけたいというニーズに対して、次のページでございますように、簡単につけられることを売りにしているケースがございまして、こういったものを無線でやろうとすると、どうしても出力が大きくなってしまって、一部、違法な無線設備として売られているケースもあるという例でございまして。このように、無線を利用する場合は、非常に減衰することをある程度は考えなきゃいけないと思われまして。

それから、次のページでございまして、屋外P L Cの需要予測ということで、先ほどのユースケースについて、事業者等で行われた試算でございまして。

防犯カメラの市場が、大体、今年20%ぐらい伸びていますが、この中で10%ぐらいはP L C型で置きかわるのではないかとこのように予測をしておりますので、今後5年間累計で400億円程度の市場が望まれるのではないかとこのように予測がございまして。

それから、次のページも予測の1つでございますが、先ほどのEV充電スタンドでございます。これについては、国で作った指針の中で、2020年ぐらいまでに200万基ぐらいの充電設備というふうな目標がございます。仮にこれから屋外PLCが実用化されたとして、半数ぐらいに普及したとすると、100万台程度は望まれるのではないかといたった予測が行われております。

それから、次のページでございますが、これは逆に屋外PLCが実用化されたことで、将来のサービスの発展があるのではないかといたったものの1つの想定でございますが、こちらにございますように、家の中のエネルギーを総合的に管理するといった中で、太陽光発電装置との接続、それからEV、電気自動車、それから外にある燃料電池等と家の中の電力を消費する機器というのを総合的につなぐに当たって、この黄色で囲まれているような部分について、PLCは有効だというふうに考えられますので、こういった宅内のエネルギーコントロールというものに非常に今後有望ではないかというふうに想定され、期待されているものでございます。

それから、次のページにまとめましたのは、政府に対する屋外PLCに係る各種要望でございます。規制改革は先ほどご紹介させていただきましたが、そのほか、「日本再生加速プログラム」においても、「平成24年度措置」ということで、こういったものを取り込まれていますし、総合特区の中でも、豊田市から「住宅敷地内におけるPLC屋外通信の規制緩和」というものが要望されておりますし、復興特区の中でも、スマートメータの普及に対して、こういった屋外PLCの規制緩和といったものが要望されているという状況でございます。

それから、次のページでございますが、ノッチフィルタに関する検討状況について、補足説明させていただきます。

他の無線業務との干渉を少なくするというところで、ノッチフィルタが有効

ではないかといった議論が行われておりましたが、現在のノッチフィルターの状況は、欧州では一応規格化というか、現在検討中の規格の中では、ノッチフィルターを入れることとなっております。米国ではアクセス系、家の外をつなぐ部分については、重要無線に対してノッチフィルターの挿入が義務づけられております。日本では、これはP L Cを使用している本人が、例えば、アマチュア無線や短波放送を受信するときにも障害にならないようにということで、メーカー側が自主的に挿入しているといった状況でございます。

こういった状況に対して、新しくノッチフィルターを挿入するかどうかといったことも検討を行いました。メリットとしては、ノッチフィルターを入れることで、アマチュア無線とか、短波放送とか、非常に微弱な電波を扱う方々にとっては非常に漏えい電波が小さくなるというメリットがあります。それから、逆にそういう部分を保護するかわりに、それ以外のバンドについて、多少強く信号をP L C側が使えるということもあると考えられます。

一方、デメリットとして、ノッチフィルターの挿入の周波数帯を選ぶ条件が、業務によって、時間率ですとか、場所率ですとか、強さというのが変わってまいりますので、こういった基準で入れればいいのかというものについて合意が得づらい。それから、ノッチフィルターの周波数帯が広がってきますと、P L Cの特徴である広帯域通信が難しい、こういったデメリットもございますので、今回、結果としては、従来の屋内P L Cと同様、ノッチフィルターの挿入がなくても、他の業務と共用できるといったような条件で、周辺ノイズと同等レベルといった状況で検討を進めてまいったというものでございます。

次のページは、ちょっと数字的な部分で、先ほどの欧州、米国において、どのぐらいのレベルで入っているかといったものをまとめたものでございます。欧州については、この四角で囲まれた表が、ノッチフィルターを入れない部分について強めてもいいという許容値で、真ん中にあります準尖頭値56、60

がその基本の値で、ノッチフィルターを入れて抑えるようにということですので、25 dBから45 dB程度の機能のノッチフィルターの挿入が義務づけられているといったものでございます。

米国では、ノッチを入れることで、それ以外の周波数帯で20 dBほどPLCの通信に使う部分が緩和されるといったような状況になってございます。

それから、次のページ以降、漏えい電波が共存条件より大きくなる可能性があるケースについての検討状況でございます。

28ページ目でございますように、配線の状況が想定以上に長くなるということについても、基本的には大きさについて影響がないということをシミュレーションで確認しております。

それからもう一つ、漏えい電波を増やす要因としては、分岐等があり、線の2本のインピーダンスを変えて不平衡な状態が作り出されるということも考えられます。これについては、現在の不平衡度というのは、実態調査で99%の値を採用しています。それから、実際の施工において、不平衡成分を増やす例を、避けるようにという事例として列挙して、業者側が作っているガイドラインに記載をすることを考えています。

それから、電力線の配線に対して、他の構造物が影響するといった状況も検討いたしました。これはその一部ですが、構造物がコーナーリフレクタアンテナになったり、八木アンテナと同等に指向性を持って強くなるといったことも検討いたしました。これについても、まずそういった状況になるのが、ある意味、非常に波長に対してきれいな数字になっていないといけないということで、状況がまれであろうと。まれではあるのですが、もしそのまれなケースになってしまう場合に、施工等で工夫できるように、漏えい電波が大きくなる例として、ガイドラインに記載するといった形で対応することを考えています。

それから、経年劣化についてです。屋内に設置されるものに対しては、風雨

等にさらされますので、そういったことで初期の状態が保てないで、漏えい電波が大きくなるのではないかとといった状況も検討いたしまして、腐食によって接点のバランスが崩れるというご指摘もありましたが、これについては、逆に電力が止まってしまうことで、使っている方が異常を検知するということであるので、それについては何らかの対応がとられるであろうと。

それから、素人の施工によって、きちんとした条件を守れないんじゃないかというものもございましたが、これについても、例えば、充電スタンドですと、非常に容量が大きいので、これはもう業者の施工によらざるを得ません。それから、そうじゃないケースにおいても、風雨に対する耐性を考えると、施工業者によって行われることも多く、こういったケースもまれではないかというふうな検討をしてきたというものでございます。

それから、次のページ以降、また万が一発生した場合の対応というものについても、P L Cを製造している関係企業等と連携した結果をまとめさせていただいております。

まず30ページに書いていますのは、現状ということで、事前の対策としては、利用者登録カードを書いてもらって利用状況を把握すること。それから注意喚起として、P L C - Jに参加する企業に対してガイドラインを作成して、P L Cの、例えば、取扱説明書に注意書きを記載するとか、そういったことを行っています。

それから、事後措置といたしまして、何か故障等、それから不具合が生じた場合には相談窓口で、いろいろ症例とかを分析するといったこともやっていますし、最終的には電波法101条がございまして、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与える場合には、我々の監視等によって排除することになると考えています。

これに対して、今回、屋外で利用場所を拡大いたしますので、さらに一部追

加といたしまして、31ページのほうにまとめたものでございます。

先ほどのように、PLCを設置するに当たっては、設置業者が間に入ることが多くなるであろうということで、設置業者向けの登録カードというものも追加してはどうかということも考えています。それとあわせて、注意喚起として、先ほどの不平衡を増やさない電源の線を利用するといったようなことも含めて、指定された使用法以外の使い方をすると、ノイズが大きく、悪い影響を出すというようなことについて、説明書に書くだけじゃなくて、箱の面にも表示して、買う段階から注意喚起ができるようにといった工夫をするというものでございます。

それから、事後措置については、相談窓口業務の拡大ということで、利用者はさることながら、設置業者に対する相談窓口を作ってはどうかと考えています。

それから、電波法101条の対応に向けてですが、あらかじめPLC-Jと総務省との間で連携強化して、何か障害除去が必要になった場合は、その近くのPLCの設置状況等を連絡、情報提供いただいて、より迅速に対応できるように備えるというふうなものを考えていきたいと考えています。

それから、最後でございますが、意見募集、パブコメを行いました。その概要について、まとめさせていただいています。

期間は本年の2月8日から3月11日まで、約1カ月間行いまして、意見数561件でございました。これについては、賛成意見等約23件ということで、今回の制度改正によってアプリケーションが多様になるといった意見がございました。それ以外については、ある意味、修正、反対意見でございますが、こちらについて、非常に荒っぽく集約いたしますと、技術的根拠が示されていない場合が多くありました。例えば、10dBから30dB程度、今の許容値よりさらに下げるべきという意見もございましたが、これについて、なぜその数

値になっているのかといった技術的根拠が示されてない。それから、一部、ノッチフィルターの義務化とか、C I S P Rの許容値を満たさないといったような指摘もございますが、これについては情報通信審議会の審議における検討内容を把握いただけていなかったり、それから新しい制度に対する不安が先行といったような内容でして、今回のこの許容値、それから対象範囲の拡大について、変更するようなご意見はなかったということで、省令案どおりという形にさせていただきたいというふうに考えています。

パブコメについて、もう一部、前回と同様の資料をつけさせていただきました。これは同一の意見をまとめたぐらいで、ある程度、詳細に中身がわかるような形で対応を書かせていただいたものも一緒に添付させていただいております。

この件に対する補足説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、何かご質問、あるいはご意見があれば、よろしくをお願いします。

○原島代理 8ページのところに3通りのモデル、垂直線モデル、架空配線モデル、30m傾斜線モデルを想定して、漏えい電界を推定したということですが、この3通りのモデルというのは、このような使い方をしてくださいという推奨モデルなのか、あるいは事実上こうなるであろうということなのか、あるいは最悪ケースを考えましたということなのか。

○丹代電波環境課長 検討においては、今のご指摘の中の3番目で、最悪のケースというふうな状況をイメージしました。例えば、この垂直モデルの4mということで、一番波長の長いときの高さ、4分の1波長ぐらいに相当いたしますので、多分、上下方向にもっと長くなったとしても、この4m部分が一番強く影響するであろう。それから横に引いたケースでも、もちろん、これ以上長

いというのもシミュレーションしていますが、長さによる強さへの影響はないという意味で、こういった、例えば、折り曲がっても、有効成分30mぐらいというので、最悪であろうと考えます。それから、斜めのケースも、ある程度、斜め成分によって指向性を持ってきますので、その指向性がどう影響するかということで、このような単純なモデルが最悪値というか、一番強くなるであろうというものを選んだというものでございます。

○原島代理 最悪のケースということが明記されていればいいのですが、必ずしも、もしそうでないとすると、何かここに書いてあるのだから、こういう使い方をしてもいいというように誤解される危険性がないか、ちょっと心配になりました。

それからもう一つ、主な用途として、監視カメラとEVが想定されているのですが、かなり性格が違いますね。

それぞれ、漏えい電波の出方はどうなのでしょう。EV等の場合は、どちらかというとな非常に速度が遅いのではないかという気がする。場合によっては、従来の450kHzぐらいのものでも家庭内の電力線の分岐の仕方によってはできるような範囲だとすると、漏えい電波という観点で見ると、この双方、どうい違いがあるのでしょうか。

○丹代電波環境課長 確かにEV充電スタンドにおいては、充電のコントロールといった目的もございしますが、この中での想定は、こちらの5ページのところに書いてありますように、充電の制御に加え、車の中にあります各種電子機器との通信。例えば、音楽データのやりとりですとか、地図情報のやりとりといったところまでアプリケーション広げたいという用途でありましたので、防犯カメラと同様、広帯域の通信が、時間率24時間かどうかは別にしても、ある程度、帯域を要するコンテンツをやりとりするといったことでニーズがあったということでございます。

○原島代理 そうすると、使い方によって、漏えい電波はあまり影響されない、大体同じであると考えていい。

○丹代電波環境課長 そうですね。はい。同等であろうと。

○原島代理 同等であろうということを前提に議論したということですね。

○丹代電波環境課長 はい。前提にしました。

○原島代理 もう一つ、お聞きしたいのは、漏えい電波が共存条件より大きくなる可能性があるケースの検討についてご説明いただいたのですが、まれであるけれども、そうならないように、ガイドラインに記載するということでした。この共存条件というのは、いわば技術基準ですよ。

○丹代電波環境課長 はい。

○原島代理 共存条件よりも大きくならないためのガイドラインなのですが、漏えい電波は、より少なくできれば、それにこしたことはないと思います。そうすると、より少なくするためのガイドラインというのもあってもいいのでは、将来の予防的措置という観点からも、あってもいいのではないかという気がいたしますが、それについてはいかがでしょうか。

○丹代電波環境課長 そうですね。まずは先ほどの不平衡が一番大きいかと思いますが、こういったものについては、まず不平衡を増やさないような例を載せて参考にしていただくことで、想定よりも少なくなるであろうというふうに考えます。

もう一点、この漏えい電波を大きくする不平衡度を、実態調査の99%、つまりかなり悪いケースでとっていますので、一般家庭においては、ほとんどの場合、その値よりもいい状態で行われますので、それに加えて、今のような不平衡度を増加させない設置というのをやっていただきますと、実際には、許可を出すときに測定したよりも小さい値になるであろうというふうに思っていますので、不平衡度を下げるといった例がガイドラインに記入されることで、

漏えい電波自体が実際には弱まるであろうと想定しています。

○原島代理 監視カメラ等で P L C を使用することを前提として、新たに電力線を敷くということがあるわけですね。そういうときに、なるべく地表近くに敷設すると漏えいが少ないですよとか、そういうことを意識しながら敷いてくださいというようなガイドラインがあってもいいような気がします。

○丹代電波環境課長 そうですね。そこは場合によっては工夫したいと。というのは、情報通信審議会の答申の中にも、ここの測定に当たって、地上高を下げた値から上げた値までやって、地上高が低いと、そもそも漏えい電波が小さいということも、得られた結果の一つとして書いてございますので、ガイドラインについても、施工のときはなるべく低い場所、もしくは金属の配管といったことも十分視野に入っているというふうに私ども考えております。

○原島代理 実際に、そういう低い値にしていることによって、万が一、障害が生じた場合でも、基準を超えないということにもなりますので、それは重要なことかと思えます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○村田委員 屋内 P L C の設置に関して、以前ここで審議されたときに、結果としては3つの附帯条件を出して、改正案を妥当としたというふうに記録に残っているんですが、その3つの条件のうち、先ほど国際的な基準については、まだ、その前の基準を見直すほど国際的基準が熟成されていないという説明を受けまして理解しました。

もう一つの、万が一、混信が生じた場合には、迅速に対応できる体制の設備に努めることというのがあるのですが、屋内 P L C で、今までに混信だとか、そういう事故の事例というのはあるんでしょうか。

○丹代電波環境課長 過去5年の障害除去要請みたいなのがございしますが、その中で、P L C が混信源となっている、干渉源となっているというケースは1

件もございません。

○村田委員 わかりました。

○前田会長 ほかにはいかがですか。

今の村田委員の3つの点とご指摘があった点について、前回のこの審議会の中でも議論がありましたけれども、過去の経緯から異議申立てが多発したというようなこともあって、事前の措置、あるいは事後の措置を万全にというような意見があったかと思うんですね。そういう意味では、今日、幾つかご説明があったので、ここで言っているような、事前に体制をとというようなことだと、省令が改正される前に、体制が整備できるような条件があるということなんですか。

○丹代電波環境課長 はい。実際に省令改正された後の実用化に向けて、こういったことを、関係企業とも、いろいろ意見、ディスカッションさせていただいて、進めていこうというふうに考えているところでございます。

○前田会長 確かに、今までの調べた結果として、P L Cが直接の原因であるというのは明確にはないということだと思います。広く使われている案件なので、何かが起こっている可能性は否定はできないのと、何かがあったときに、これを、事後措置ということで、電波法101条のもとで、申告して来るというのも、一般の人には若干クリアすべきハードルの高さがあるのかなというようなこともあって、そういう意味では、前回の議論でも何らかの体制をお願いした。今回出てきたのは、その辺については、相談窓口の拡充云々といったようなことで対応するということなんですか。

○丹代電波環境課長 はい。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、特にないようですね。

実は、私ども委員の間で、諮問内容をそのまま是として答申をするというこ

とではなくて、何らかの要望をすべきではないかということで、相互に意見交換をさせていただいております。ただ今、審議をしているところでは、特に反対意見もないようですので、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思っておりますけれども、その場合にも要望をつけさせていただくということで、内容を読み上げさせていただきます。2点ございまして、1点は、既に屋内P L C機器の型式指定に対する異議申立てに係る昨年11月28日付の決定案の議決に際して要望いたしましたものと内容は同じでございます。すなわち、P L C機器と他の無線設備との共存を担保しつつ、将来の予防的観点、技術の導入に対する社会的理解の促進の観点及び規格の国際的な整合性の観点から、国際標準の検討等の状況に応じて、我が国の技術基準及び測定法を見直すこと。2つ目は、本件省令案によるP L C機器の設置に係る許可基準と同等の基準が電波法施行規則において、P L C機器の型式に係る指定基準として設定され、規定され、設置許可を要しない機器が流通することになるということに鑑み、当該P L Cが他の無線設備に混信等が生じた場合に迅速に対応できる体制を関係事業者及びP L C機器の使用者の協力を得ながら、あらかじめ整えること。また、P L C機器の使用者により漏えい電波が大きくなる可能性がある態様で、P L Cが設置、使用されないよう、関係事業者等の協力を得ながら、適切な措置、使用の方法の周知・徹底に努め、本省令施行後の状況によっては問題のある態様の設置、使用を防止するための制度を整えることといった要望をつけさせていただいた上で、この案件について、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 それでは、特に問題ないようでございますので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て、提出していただきたいと思ひます。

○原島代理 ちょっとよろしいでしょうか。

○前田会長 はい、どうぞ。

○原島代理 今回、この案件について、個人的な感想といひますか、要望を述べさせていただきたいと思ひます。

そもそも論になってしまうかもしれませんが、この審議会で担当している電波は、これからの社会において非常に重要な役割を担っていくであろうというこゝで、我々にとっての、ある意味で財産でもあります。その財産、あるいは環境を良好に保つというこゝは、これからも非常に大切なことだろうと、私は思っております。

例えば、そのときに、例がいいかどうかわかりませんが、海が既に汚れているから、そのレベルまで汚してもいいということではなくて、やはり現在のレベルよりも、もっと良くしていくというような努力が必要なのではないかと、個人的には思っております。

その観点から、今回のPLCの案件を考えてみますと、電波の有効利用というよりも、高周波利用設備ということゝで、どうしても漏えい電波が出てしまう。したがって、この電波監理審議会での審議対象になっているということかと思ひますが、ご承知のように、いわゆる高周波利用設備につきましては、ISMバンドの中に限定するとか、あるいは非常に限られた帯域、低い帯域とか、そういうところで今まで利用されてきたわけではす。

ところが、このPLCについては、ISMバンド以外で、かなり広帯域に係するといひ、今までになかった特殊事情があったといひことは、言い換えると、新しいことでもあるので、より慎重な議論が必要になります。

既に屋内については、利用されているわけですが、屋内に関しては、既に電

力線が家庭内に既に敷かれていて、それを利用するという形なので、運用上の裁量はそれほど多くないと思います。一方で、屋外ですと、例えば、監視カメラで、P L Cを使うことを前提に、新たに電力線を敷くということもかなりあると予想されます。そうすると、そのときに基準を満たしているからいいということだけではなくて、先ほども申し上げましたように、新たに電力線を敷く場合は、このような形で新たに設置すると、漏えい電波、要するに、電波の環境を汚すことがより少なくなるというような運用があってもいいのではないか。今回の場合には、そのような運用上の配慮によって、電波環境への影響を少なくできるケースだと思いますので、ぜひ、それをお願いしたいと思っております。

以上です。

○前田会長 はい、どうぞ。

○山本委員 前回の屋内のP L Cについて、もしも障害が起きた場合には、電波法101条を使って対処するというご説明で、異議申立てに対する決定案の中で、確かにそれは妥当な考え方であるけれども、101条を本当に実際に実効的に使えるのか、本当に混信等のケースが生じたときに、消費者等に対してどうするかとか、そういった対応が十分考えられていたのであろうかということが、決定案の中に書かれていたと思います。おそらく、決定案の中で、一番、そのところは原処分に対して批判的な言い方がされていたと思います。これは運用上の問題なので、異議申立てを認めるということではないけれども、ただ、もう少し配慮が必要ではないかと述べられていると思います。

今回の屋外の場合について、何度かやりとりをさせていただいて、今日の資料でも、30ページ、31ページに、そのあたりのことは書かれていると考えて、現時点では、これで対処できるのではないかと判断したわけです。

先ほど会長から、答申案につける意見に言及がございました。

もちろん、混信等が起きないことが重要ですが、万が一何か起きたときに対処できる体制を今から整えておいて、今後も、機器がどういうふうに使われているかという実態を常に把握していくことが重要であると思いますので、ぜひ、そののところがしっかりやっていただきたいと思っております。

○丹代電波環境課長 以上の点につきましては、今後とも普及なり実用化に当たりまして、関係企業さんとも連携を強めて進めていきたいと思っております。

○前田会長 はい。よろしく願いいたします。

それでは、本諮問案件については終了いたします。

(2) 広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の電波の利用状況調査の評価について (諮問第11号)

○前田会長 続きまして、次の諮問第11号「広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の電波の利用状況調査の評価について」につきまして、豊嶋高度道路交通システム推進官から説明をお願いいたします。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 それでは、お手元の資料、諮問第11号の説明資料に基づきまして、説明を申し上げたいと思っております。

表紙をめくっていただきまして、これから諮問をさせていただきます案件でございますが、「広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の利用状況調査」に基づく評価について諮問するものでございます。

まず1ページ目ですが、その背景を説明したものでございます。

まず、広帯域移動無線アクセスシステム、通称BWAと呼んでおりますが、これは公衆向けの広帯域データ通信サービスを行うための無線システムという、いわゆるデータ通信専用のシステムとして、平成19年に制度化をしたものでございます。

このBWAシステムは、大きく分けて、全国に展開してサービスを行う、いわゆる全国BWAと、市町村程度のレベルの各地域においてサービスを行う、いわゆる地域BWAの2種類がございます。

下のほうに、周波数の実際の割当ての状況を示しておりますが、全国BWAというのは2者ございまして、地域BWAというのは、それに挟まれる状態で周波数を割り当てているものでございます。

お戻りいただきまして、丸の2つ目でございますが、周波数再編アクションプランの昨年10月の改定におきまして、このBWAの利用に関しまして、2.5GHz帯の周波数帯を拡大する方向を既に総務省として示しておりまして、利用ニーズに関する調査を実施するとともに、同年12月に、周波数を拡大するための周波数割当計画の変更及び関係する技術基準について制度整備を行いました。この件につきましては、昨年の10月に、電波監理審議会に、割当計画の変更並びに無線設備規則の改正案につきまして諮問させていただきまして、答申いただいたものでございます。

それに基づきまして、実際、割当ての検討を進めていくに当たりまして、先ほど申し上げたとおり、BWAは、全国で行うものと市町村単位で行う2通りがございますので、実際の割当てをどうするかということの検討を行うために、今般、BWAを調査対象として、電波法に基づきます臨時の電波の利用状況調査を実施したものでございます。

電波の利用状況調査そのものにつきましては、毎年、全周波数を3等分しまして、3年で全周波数を全て調査するというサイクルで定例的に行っているものがございまして、本調査は臨時で、この周波数帯域に絞りまして調査をいたしましたものでございます。

次のページでございますが、臨時の利用状況調査の概要でございます。

今年の2月に調査を行っておりまして、全国BWAの事業者は2者、地域B

W Aは5 2者ございまして、合わせて5 4者の免許人を対象として、(3)にある調査事項を調査いたしました。

調査の方法については、総務省で管理をしているデータを使いまして、必要な無線局数等の把握をするとともに、直接、免許人に調査票を送付させていただきまして、利用実態等について回答、集計をいたしました。その結果を集計、分析をしたものとあわせて、評価結果を取りまとめたものでございます。3月に調査結果を公表した後に、評価結果の案についてパブリック・コメントを経まして、今般、諮問するに至ったところでございます。

続きまして、3ページ以降が調査結果及び評価案の概要でございます。

実際の評価案につきましては、添付している資料、非常に分厚いA 4の縦のものでございますが、ポイントをまとめたものが3ページ及び4ページ目になります。

まず3ページのほうは、全国B W Aの免許人2者に対する調査結果と評価案でございます。主な部分を紹介いたしたいと思っております。

まず、無線局の設置状況でございますが、上の段のうち2つ目の部分です。基地局数ですが、現在約4万7千局の基地局が設置されています。この後ろの括弧内の8, 1 6 1という数字は、定例的に調査をしている前回の数字、平成22年に調査をしたときの数字でございます。ですから約2年間かけて、約5.7倍、基地局数が増えたということでございます。

さらに屋内、建物の中に設置する基地局については、設置はされておりますが、その数が1 0 0局程度のレベルで、非常に少ない状況になっています。

評価案の部分でございますが、全国B W Aの2者につきましては、開設計画の認定という制度を使いまして、事業者を認定したものでございます。したがって、認定を受けた計画がございますので、これとの妥当性もあわせて評価をしており、認定計画に対して適切に基地局数は開設されていると評価して

おります。ただし、屋内の基地局の設置数が非常に少ないということで、屋内のエリア展開については、今後さらに展開を図っていくことが必要であろうというふうに考えております。

続きまして、その下の段ですが、実際のサービスの提供状況でございます。

契約者数は約465万契約となっております。ただし、その内訳でございますが、いわゆるネットワークを他に貸して、借りた事業者がサービスを提供するというMVNOという形態がございます。この465万のうち、そのMVNOを通じて提供されている率が96%になっております。そのMVNO、つまり借りている事業者のうち、MNO、いわゆるもともと自分のネットワークを持っているけれども、全国BWAからネットワークを借りてサービスをしている方、具体的には携帯電話事業者ですが、携帯電話事業者経由でサービスを提供している数が全体の73%、約465万のうち約4分の3が、携帯電話事業者経由でサービスを提供しているという状況になっております。

MVNOの評価案の部分でございますが、MVNOの役務提供は、確かに実施されておりますが、MNOでもあるMVNO以外の方に対してもネットワークの提供、役務提供の拡大を図っていくということが、基地局をより多様に使っていくという観点からは必要ではないかという評価をしております。

次に、安全・信頼性の部分でございますが、特に予備電源の部分でございます。このBWAというシステムは、予備電源の設置は法律上の義務付けはございませんけれども、保有率が約3%程度の関東を除くと、基地局に対する保有率は1%以下という状況になっております。したがって、今後、契約者数もかなり多くなってきてございますので、予備電源の保有割合を引き上げていく、あるいはその予備電源で運用可能な時間というのを、さらに引き延ばしていくというような対応が求められていくのではないかという評価になっております。

それと、トラヒックの状況でございますが、この数字は82.9Gbpsという通信量になっております。括弧内は平成22年ということでございますが、2年前に比べて約28倍の通信量の増大になっております。

ちなみに携帯電話と比べますと、下に※がございまして、1契約者当たりのトラヒックで見ますと携帯電話の約5倍と推定ができる状態になっております。したがって、トラヒックの増加は非常に急激に進んでいるという評価になっております。

電波の有効利用に対する部分でございます。その部分については、MIMO、あるいはセクター化を含めて、事業者で取り組みがなされておまして、さらに今後導入を計画している新しい技術ということで、WiMAXのいわゆる進化形になります、WiMAX Release 2.1という民間規格ができておりますが、これを導入していきたい。あるいはキャリアアグリゲーションと申しまして、離れた周波数を束ねて通信速度を上げるという技術が実用化されつつありますが、こういうものを導入していきたいということで、新たな通信システムの導入については、今後、総務省における検討が必要ではないかという評価になっております。

これらを全て統合したものが、総合評価ということで下に書いておりますが、全国BWAについてはおおむね適切に利用されているものと認められます。丸の2つ目ですが、トラヒックが急増しているという状況から考えますと、1つは、新たな通信システムの導入が必要であろう。さらに、トラヒックの急増に対応する観点からすると、新たな周波数の割当てが必要ではないかということが2点目でございます。

3点目が、MVNOの件でございますが、MNOでもあるMVNOに役務提供の形態が偏重しておりますので、それ以外の者に対しても提供を拡大していくことが必要としております。

4点目ですが、屋内エリアについても積極的な展開もさらに必要としております。

5点目が、予備電源の保有割合を引き上げるような対応が必要という評価内容になっています。

一方、4ページ目でございますが、こちらは地域BWAでございます。免許人は52者でございます。

無線局の分布状況でございますが、免許人の数が52、括弧内が42と書いておりますのは、これは同じように、平成22年の調査時点でございますが、2年前に比べて10の免許人が増えております。ただ、管内別に見ますと、増えている局と変動がない局があるということで、増加傾向についてはばらつきが見られております。

無線局の分布状況は85の市区町村で、全市区町村における約5%の地域のみ限定されている状況でございます。

基地局数ですが、328ということで、2年前が138という状態になっております。

契約の状況でございますが、52者全部合わせた契約総数が約1万1千弱という状況になっております。しかし、内訳で見ますと、契約者数が1,000を超えている事業者は3者という状況で、相対的に多い免許人と少ない免許人に二極化をしているという状況になっています。

実際に有償による役務提供をしている実態でいいますと、52者のうち28者のみが、有償サービスという形で業務をしている状況になっておりまして、約半数の者が、まだ有償サービスには至っていないという状況になっております。

当初計画に対する進捗状況についてですが、当初計画どおりできているところが3者です。逆に、今回、調査をしたところ、6者の免許人では、事業の廃

止を考えているという回答を得ました。ですから、多数の者において、計画どおりの事業は、なかなか実施されていない状況でございます。

安全・信頼性の部分については、免許人が52者ということでございますので、対策をしているところ、あるいはしていないところと、それぞれ分かれている状況になっております。

通信量につきましては、有償サービスをしていないところもございますので、全体のうち24者が、通信量そのものを、管理していない状況になっております。管理している方々のデータを集めると、0.22Gbpsとなっております。括弧内の82.9というのは、全国BWAの数値ですが、それに対しては約0.2%の通信量ということで、全国と比較すれば、通信量のひっ迫はまだ見えない状況にあります。

一方で、有効利用の技術の導入状況につきましては、全部の免許人に導入されているわけではないのですけれども、比較的、MIMO、セクター化については導入が進んでいるという状況になっております。

今後、新しい技術について導入を検討していきたいと回答を寄せた事業者は27者ございますので、この点については新たな通信システムの導入について考えていく必要があるという評価をしております。

総合評価の部分でございますが、地域BWAに関しましては、周波数の利用の程度について免許人間で差が生じつつあるとしております。

丸の2つ目ですが、無線局の開設数の多寡に二極化が生じているということと、約95%の市区町村で、まだ無線局の開設をされていないという状況ですので、さらなる有効利用についての検討をしていく必要があるとしております。

3つ目が、計画どおりの実施がなかなか進んでいないという状況がかなりありますので、事業の実施状況を注視していくことが必要であります。その一方で、約半数の者から、新たな通信システムの導入を計画しているという内容

がありますので、新たな通信システムの導入についても検討を進めていく必要があるとしております。ただし、先ほど申したとおり、事業の計画が進んでいないという状況もありますので、新システムを仮に導入した場合については、引き続き、その状況を注視していくことが必要であるとしております。

最後の5点目でございますが、これは地域BWA特有のシステムでございますが、高利得FWAという、いわゆるラストワンマイルとして使うシステムも地域BWAについて認めているのですが、制度を導入してから4年経過をしておりますが、一切利用実態がないということでございますので、この制度については廃止の方向で検討する必要があるのではないかという総合評価をいたしたところでございます。

なお、5ページ目が、そのBWAの事業者、全部で全国2者、それと地域が52者ございます。全国はUQコミュニケーションズとWireless City Planningの2者がございます。地域は、この地図に示したとおり52者が免許取得をしている状況でございます。

6ページ目以降は、電波の利用状況調査の制度の概要でございます。通例で行っているものと同じ制度に基づいて行っているものでございますが、今回、法律上、臨時に行うことができるという規定がございますので、それに基づいて調査をさせていただいたものでございます。

7ページ目が、周波数再編アクションプランの部分の再掲でございます。

8ページ目から、10ページまでが、周波数割当計画の変更をしたことを踏まえて、利用の希望をパブリック・コメントの形式で募集をした際の結果でございます。全国で整備をしていきたいというご希望を寄せられた会社が3者。それ以外の8ページ目の右側以降、9ページ目、10ページ目については、いわゆる地域BWAの事業を行っている者、あるいはそれに関係する団体から意見が寄せられ、全部で17者から寄せられております。今回、臨時調査を行っ

た契機となったものも、こういうご希望が寄せられたことを背景として、詳細な調査をいたした次第でございます。

最後に、本評価案につきまして、11ページ目でございますが、パブリック・コメントを実施いたしました。おおむね4つの意見に分類されますが、実施について評価をするというご意見がありました一方、2番目にありますが、地域BWAというのは、地域の単位で免許をとるというシステムですので、全国と、その方式が違うということから、簡単に言うと、同じ基準で評価をすることが適当でないのではないかという意見が寄せられましたが、考え方にありますとおり、利用状況調査の評価そのものは、電波法の規定に基づいて、客観データをもとに、システムごとに行うということが規定がされておりますので、それに基づいて実施をさせていただきました。

ただし、今回はBWAというくくりではなくて、ご指摘のあったとおり、免許の形態も違いますので、地域と全国のシステムを分けて、それぞれで評価をいたしました。

評価に当たっては、どちらのシステムも全国で割当可能としておりますので、通常の評価と同じように、全国及び総合通信局の管轄区域単位で評価を行ったところでございます。

3番目は、システム導入についての希望でございますので、これは評価の方向と同じものとして承っております。

それと4番目が、地域BWAについても周波数の割当て、さらなる割当てをしてほしいという希望がございましたが、今回の評価を踏まえて、実際の割当てについては検討をしていく形になりますので、この評価そのものの意見というよりも、今後の割当てに対するご意見として承りたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの案件につきまして、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

○原島代理 この調査結果書を拝見させていただきますと、ほんとうにきめの細かい調査をされて、関係者の方のご努力は大変だったのではないかと推察しますが、それを生かすためにも、これをどう評価して、将来に繋げていくかが重要だろうと思っています。

そのときに、評価の視点ですけれども、もともと全国BWAと地域BWAは、かなり性格が違いますね。したがって、単に伸びているから、そのほうを優先して、伸びていないほうの将来性はないという話でもないと思います。

特に、地域BWAのほうは、デジタルディバイドの解消ということになっていきますと、もともと、ビジネスモデルが立てにくいですよ。一方、全国のほうは、それなりのビジネスモデルが立てやすい。これは評価のときにどう関係するのでしょうか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 まず評価自体、先ほどから申し上げているように、全国と地域を、そもそも導入した背景及び、そもそも制度としての免許の仕方が全く違いますので、それぞれの評価を完全に分離をして、割り当てられた周波数についてどう使っているかということで評価をしております、双方を比較して、どっちが多いとか、勝ちとか、そのような観点からしてはおりません。

○原島代理 そういう評価はしていないという。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 その上で、全国BWAは、必ずしもトラヒックが増えているということだけではなく、先ほど申し上げたとおり、例えば、MVNOの提供自体が、これは、もともと全国BWAの認定をしたときに、1つの基準として、MVNOを提供するとしたことを踏まえると、これは地域に当てはめる話ではなくて、全国に対して、使っているという実態だけでプラ

ス評価をするものではないという部分も加味する必要があると考えております。

一方で、地域BWAにつきましては、そのような制約はない一方で、その趣旨も、まさにご指摘のとおり、当初はいわゆるデジタルディバイドを解消する1つのツールとして導入を目指したものでございますが、実際のサービスの状況が、どちらかというところ、今はインターネット接続サービスに傾斜をしている状況でございますので、当初の導入目的からすると、ビジネスの関係もあるかと思えますけれども、かなり変わってきております。従いまして、この通信量の状況だけを見て、このシステムそのもの自身の適否というよりも、我々も周波数を用意して、免許している立場でございますので、むしろご指摘のとおり、この地域BWAというものをより使えるような、より使っていただけるようなツールを入れていきたい。その具体的なものとして、今回の調査の中で明らかになったことは、各免許人のほうから、あるいはパブリック・コメントの中でも、実は地域BWAに関してだけは、全国と違いまして、WiMAXという特定のシステムのみを入れる前提として、これまで免許してまいりましたが、実際問題、ビジネスの世界で、安いシステムを入れていきたいとか、いろいろな考え方があったりする中で、特に地域BWAの場合は規模が小さいものでございますので、かなりご意見をいただきましたので、今後、ビジネスチャンスを広く付与できるような環境の一環として、特にシステムを拡充、自由に選べる環境を積極的に入れてまいりたいと思っております。

具体的に、どういうシステムを導入していくのかということについては、この調査結果だけでは、まだ十分に事業者の希望というのは吸い上げておりませんので、実際の作業として、例えば、審査基準を直す作業の際には、さらに地域BWAの事情、あるいは希望を聴取して、なるべく使いやすいシステムに転換できるような対策をとってまいりたいと思っております。

○原島代理 一方の全国BWAですが。これは競合する無線サービスがいろい

るとユーザーの立場からはあるわけですね。携帯があり、無線LANもある。もともとは携帯よりも、いわばデータ通信専用で、広い帯域が提供できるということで、このBWAが導入されたのだらうと思いますけれども、一方で携帯のほうも、LTEで非常に広帯域化しています。そうするとBWAの位置付けはどうなるのか、そもそも論になってしまうかもしれませんが、きちんと、広い意味での無線サービス全体でどのように考えていくかが重要になると思います。

無線LANについても、特に都会では、各社が屋外での無線LANサービスに充実に力を入れていますから、そこも含めた位置付けを、これからは考えていかなければならないと思います。

BWAの1つの趣旨として、いわば一種のハードウェア、基地局の事業者として、基地局を持っていない事業者であるMVNOにサービスを提供することで、多様なデータ通信のサービスを可能にするという趣旨があったと思います。しかし、一方で、使われ方を見ると、かなりの基地局を持っているMNOが使っているという現実が、全体で見ると4分の3ですし、おそらく2者それぞれ見ると、もっと偏りがあるのではという気がします。そうすると、本来のBWAが役割があいまいになってしまいます。LTEに対応した携帯電話とは違う、無線LANとも違うという、BWAの趣旨に合った使われ方が、これからもっと重要になってくるという気がいたします。

たまたまMNOが多いというのは、これは会社によっては、ある過渡期といえますか、将来はMVNOが多くなっていくのか、やはりこれからもニーズとしてMNOのほうになっていくのか、それはいかがなのでしょう。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 この利用状況調査は、ある一点の時期、具体的には、今年の1月時点で見た数値でございます。そういう意味では、今のご質問に対しましては、調査の中では全て反映し切れていないのですけれど

も、現実的には、本日、諮問するまでの間に3カ月ございましたが、MVNOの提供をしている先は、2者とも数が増えております。いわゆる携帯電話事業者以外の方にMVNOを提供する数が、今増えております。ちょっと、この調査結果とは別でございますが、現時点だと、約70者を超える事業者にMVNOを提供するという状況で、提供数が増えております。

一方で、もともと、これは平成19年に認定をしたものでございまして、そのときには、まさにご指摘のとおり、基地局の免許を持っている者がサービスをする以外に、持っていない者にもネットワークを提供することで、いろいろな主体の方がサービスするということによって競争が促進できるだろうという観点から導入しましたので、現在の状況でMVNOの事業者が増えているということは非常に歓迎をすべきものではないかと思っています。ただし、調査結果として、このデータを見た段階では73%、4分の3近くが携帯電話事業者に偏っているという数値となっております。もともとの認定の趣旨に照らし合わせますと、この数値自体が、もう少し下がりながら、契約者数は逆に伸びていくという関係を、私どもが本来、認定をしたときに、期待していたところでございます。特に今後、新しい割当てをするときの審査なり、そういうときに事業者を求めるものとして、この評価結果を1つの客観的なデータとして、それを改善をするという観点を含める必要があるのではないかと考えております。若干、評価から先走った内容でございますが、そのような視点を入れていきたいと考えております。

○前田会長 いろいろなMVNOがやっておられるサービスは、携帯電話事業者のサービスと競合状況にあるわけですね。そういうニーズが世の中にあって、まだまだ広がっていないのかもしれませんが、個人的に言うと、携帯でインターネットができるのはいいんだけど、その分費用が結構な負担になってしまうと思います。そういうことに対する、競合状況を提供するというこ

とでもあるので、もっと拡大することが世の中全体のためになるのではないかなと個人的には思っているんですけども。

そういう意味で言うと、使い方について私が見る限りですと、例えば、携帯電話を売っておられるところが、何年間かだけ使って安くするとか、そういったようなことは目に見えるんですけども、そのほかのところというのは、どういところが、これを使っておられるんですか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 幾つか使い方がありますが、特徴的な売り方の一つとしては、パソコンを使ってインターネットに接続して使いたいときに、携帯電話で接続するわけではなく、無線LANと同じように、パソコンにもともと内蔵されていて、携帯に比べれば安い料金でインターネットがパソコンを通じてできますよというサービスが、実際ございます。MVNOという観点で見ますと、いわゆる家電量販店におきましてパソコンを売るときに、例えば、その家電量販店自身がMVNOになりまして、自分のところで売っているパソコンと、自分がMVNOとして提供しているBWAのサービスに、例えば2年間入っていただけるのであれば、パソコンは安く売りますよとか、値引きますよという形での売り方をしている例がかなりございます。このような家電量販店は相当数ありまして、パソコンというデバイスを1つの商品として、インターネットの接続サービスを絡めたMVNOの提供という形が、目に見えてわかりやすい例かなと思います。

○前田会長 あと地域BWAのほうで、これは電気通信事業者だけが使えるんですけど。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。

○前田会長 そういうことですね。地方自治体とか、そういうところが、自分のところの、例えば、防災用にこういうのを使うとかというのは、借りればいいのかもしれないんですけど、たまたまそこにそういう事業者がサービスして

いなければ、自分でやるという、そういう形態でもいいんですけど。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 今回の免許の制度で申し上げますと、2パターンありまして、別の方が事業者になって、それを自治体が借り受けて、防災の用途に使う。あるいは逆で、自治体自身が電気通信事業者という形をとって、サービスを提供するというケースがあり、どちらも、免許の制度としては排除するものではございません。ただ、実態としては、免許を受けている方の大半が、いわゆるケーブルテレビ事業者なので、もともとケーブルテレビのネットワークがございまして、さらにこういう無線のサービスもあわせて行っております。それを、例えば、自治体と協力をして、防災サービスを使っていこうと、そういう使い方が現実的なものでございます。

○前田会長 FWAを廃止する云々というのは、現在使っていないのかもしれないけど、もう少し、逆に言うと、そういう新しい人たちが対象になり得るんじゃないかと思いますが。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 ここでは検討が必要となっていて、直ちに使っていない実態をもって廃止をするべきかについては、ご指摘の点もございまして、今使っている方以外のニーズが潜在的にないかどうかということも、よく調査した上で判断をしていきたいと思っています。これのみで決断をするということではなくて、この結果を踏まえながら、今のご指摘も含めて、最終的な結論を出していきたいと考えております。

○前田会長 余談ですけど、私のバックグラウンドの業界なんかでいうと、別に電波をもらったりしているわけですけども、FWAのようなものはすごく魅力的ではないかなという気がするんですけど。地方の事業者さんに、自分でおやりになってというのは、新たにあるかなと。自治体だけではなくてですね。という気がいたしました。

○原島代理 基地局を自分で設置するという地域BWA、それが負担になると

ということもあるのかなど。この地域BWAの機能は、全国BWAから借りてMVNOとしてやるということでは実現できないのか、要するに、自分で基地局つくらないでも、全国基地局を借りて同じ機能を実現する。デジタルディバイドですと、全国の基地局がないところは難しいかもしれないけれども、そうでない部分は、かなり全国へのMVNOという形でも、サービスという意味ではできるのではという気がします、それはどうなのでしょう。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 ご指摘のとおり、その可能性は、考えられると思います。ただ、実際には、例えば、全国BWAが先ほどMVNO70者に提供していると申しあげましたが、その70者の中には、自治体は含まれていません。

一方で、地域BWAは、平成19年の同じ時期に、地元のニーズに密着したサービスとして、自分で必要としているネットワークを作っていきたいという要望がかなりございましたのでスタートをした状態でございます。当然、その基地局の整備についての投資費用がかかっておりますので、今後、新たにそのサービスを地元でしたい、あるいは今の免許をさらに拡充してやっていきたいと考えた場合に、選択肢として、全国のBWAのネットワーク、今はほぼカバー率が93%を超える状態になっておりますので、そちらを使いながらやるほうが、かえって効率が良いだろうという側面も出てくるかと思えます。ビジネスのやり方として、特にそれを否定するものではないですし、あるいはMVNOの1つの形態として許容されるものではないかなと思っております。

○前田会長 ほかにいかがですか。どうぞ。

○松崎委員 事業廃止を計画している6社というのが、ちょっと気になります。これは企業自体の経営の悪化によるのか、それとも、この地域BWAを実行するのに何か共通の障害、乗り越えられないような条件があるのか。もしあるなら、それを何かサポートする形でできないのでしょうか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 今回の調査結果では、調査票では、なぜやめるのかというところを、さらに突っ込んで回答するということは、強く求めておりませんでした。6社全てから、実はどういう背景がということは、まだ免許を持っておりますので、むしろ個別に聞いていかなければいけないと思うのですが、それでも回答の中に、いわゆる自由記述欄がございまして、若干書いてきていただけた方もございます。その中で申し上げますと、6者全部ではないですけれども、1つの傾向としてあるのは、1つは、事業者としては、当初、自分の市町村のエリアでニーズがあると思って、免許を取って入ったのですけれども、実際問題、ふたを開いてみると、当然、料金を取るサービスでございまして、地元でのニーズと実は合わなかったと。つまり利用者数が、そもそもあまり見込めなかったということで、厳しいということで、廃止をしようというものです。

それと、もう一つの意見としまして、これは個別の金額は不明でございしますが、基地局を設置するには当然コストがかかり、なおかつ、それを維持するということに関しまして、当然ランニングコストが出ますので、これは契約状況によるのですけれども、正直言って、このまま維持をするとコストがかかってくるという観点から廃止をする。

地域BWAは、いわゆる無線局の免許が必要でございまして、免許の有効期間が5年間でございます。ですから、5年経つと、いわゆる再免許ということで、我々の手続としても節目になりますし、事業者でも、ある意味では1つの節目になるところでございまして、平成19年に導入して、ちょうど5年経ってございます。大半の事業者は再免許を迎えるということで、各免許人が、改めて自分の事業計画について再考している時期にも重なっておりましたので、そのような背景の中で廃止の計画を出されたということを理由に挙げている事業者さんがございました。

○松崎委員 先ほど、ビジネスモデルを立てにくいというお話が出ましたが、その点に関して何かアドバイスしてあげる。小さな企業で、自分たちで事業計画を立てにくいとしたら、少しヒントを与えとか、5年間ぐらいの融資を低利で行うなどして、何とか廃止しないで存続させる方策があるのではと思うのですけれども。

特に、難視聴地域で、デジタルディバイドの人にとっては、よりそういった情報が必要とされているので、1つの自治体だけでなく周辺の幾つかの自治体でお金を出し合って、組合のような組織にして加入者をふやすとか、自治体の放送で使わせてあげるとか何らかの工夫をして、廃止しないで済む方策を考えられるといいなと思いますが。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 調査自体は1者毎の評価ではなく、52者全体のもので、どうしても埋もれてしまうのですけれども、地域BWAは、決して1つの市町村に限定しているものではございません。免許の制度では、複数の市町村にまたがって行うことも当然許容されております。したがって、今のご指摘のとおり、1つの自治体さんと協力をして地域BWAをやるといこともございますが、あるいは周辺の自治体さんが幾つか広域連合という形を組みながら、それぞれのニーズが増えますので、それを掘り起こしながら、地域BWAというのをやっていきたいと思いますという動きをしている事例もございます。それを、例えば、自治体が率先してやった場合については、直近の例でいいますと、自治体自身が免許人になって進めていくという例もあります。1つの町村でやっている事例もございますし、あるいは広域という形で行っていくという動きもございます。提供する側と実需を掘り起こすところと、そこがタイアップしてやっていくという意味では、地方自治体も協力をしながら進めているという例もあるということです。一方で、地元のケーブルテレビというネットワークを持っているところもございますので、その結びつきが徐々

に出てきて、免許を取ってやり始めている事例もございますので、決して地域 BWA の全部の事業者が廃止していくという状況ではございません。いろいろな方が出始めていますので、システム上の自由度を上げるとかそういうサポートをしながら、伸びゆく可能性については、可能な限り提供していきたいと思っております。

○松崎委員 よろしくお願ひします。

○前田会長 ほかにはどうでしょうか。

特になければ、この諮問第 11 号について、先ほど説明にありましたような評価結果で良いかどうかということですが、諮問のとおり評価することが適当である旨の答申を行ってはどうかと思いますが、よろしゅうございませうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 特に異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て、提出してください。

## 報告事項（総合通信基盤局関係）

○電波法の一部を改正する法律案について

○前田会長 それでは、次に、報告事項といたしまして、「電波法の一部を改正する法律案について」につきまして、竹内電波政策課長から説明をお願いいたします。

○竹内電波政策課長 電波政策課でございます。報告事項として、現在開会中

の通常国会に提出しております「電波法の一部を改正する法律案」のポイントについて、ご説明を申し上げます。

この資料の説明に入ります前に、まず一言申し上げたいと思いますが、この法律案については「オークションを導入するための法律案ですか」と、よく尋ねられます。この法律案はオークションの導入のための法律ではございません。オークション導入のための法律案につきましては、実は1年前、昨年の通常国会に総務省として提出をさせていただきましたが、残念ながら審議入りする前に、昨年11月の解散と同時に廃案となったわけでございます。これからご説明を申し上げます法律案には、オークション導入のための制度整備は含んでおりません。まず、その点をご紹介申し上げた上で、内容をご説明申し上げたいと思います。

表紙をおめくりいただきまして、概要が1枚でまとまっております。ページ番号は右上に囲って書いてございます。1ページ目でございます。

この改正案の目的を一番上に書いておりますが、総務省ミッションのうち、国民の命を守るという目的を達成するための施策を達成するための法改正でございます。

具体的な内容といたしましては、市町村が行います防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化に要する費用の一部補助を達成しようというものでございます。

電波の有効利用という観点からは、デジタル化で空きました周波数の再割当てが可能になりますので、電波利用ニーズへの即応が可能となります。また、デジタル化することによりまして、電波の有効利用度が上がりますので、たくさんの情報量を送れるということで、無線通信の高速かつ高密度化が達成できるというメリットもございます。こういった方向性につきましては、昨年、副大臣主宰の検討会の中で提言をいただいたものでございます。

法改正の概要につきましては、電波利用料の用途の範囲の拡大という1点で  
ございます。

ご案内のとおり、電波利用料の用途、それから個々の料額につきましては法  
定されておりました、私どもの裁量で勝手に変更するということはできない。  
法律レベルで、変更する場合には法律改正が必要というふうになっております  
ので、今回、この無線のデジタル化のための費用補助を電波利用料によって行  
うため、「電波の能率的な利用に資する技術を用いた人命又は財産の保護の用に  
供する」、この「人命又は財産の保護に要する」というところが、防災行政無線  
及び消防・救急無線に該当いたしますが、そのための補助金の交付というもの  
を追加するものでございます。

具体的な法律の書きぶりにつきましては、3ページを御覧ください。電波法  
第103条の2の4項のコピーを付けております。

ここに、電波利用料の用途として、現在は第1項から第11項までございま  
すが、今回は、この中ほど、第8項を新たにゴシックで書いてあるところを追  
加いたしまして、全体で現在11の用途でありますものを1項追加するという  
内容の変更でございます。

1枚目にお戻りいただきまして、こういった国民の生命・財産を守るための  
無線システムのデジタル化の状況でございますが、右下の絵の下にございま  
すが、防災行政無線は3割、消防・救急においては11.6%、まだ非常に低いま  
ま、つまりアナログのまま運用されているところが非常に多いという現状で  
ございますので、こういったものをデジタル化を支援をするという意味で、電波  
利用の活用をしようというものでございます。

補助スキームというところに書いてございますが、これらの整備主体は市町  
村でございます。アナログで運用しているシステムは150MHz帯及び40  
0MHz帯で運用されておりますが、デジタル化する場合には、これが260

MHzに変更するという一方で、周波数の移行を伴いながらデジタル化を進めていくということで、補助率2分の1で、平成28年度まで、こういった消防・救急と防災行政、一体的にデジタル化する事業について、2分の1の支援をしていきたいというものでございます。平成25年度は初年度でございますので、予算的には25億円計上させていただいておりますので、約10カ所の補助ということをご想定して進めていきたいということでございます。

なお、本審議会との関係で申しますと、本法律の成立後に、直ちに省令告示の改正を諮問するというものでは必ずしもございません。既にデジタル化の技術基準でございますとか、この260MHz帯の関連の規定整備はできておりますので、基本的には、この法律が成立いたしますと、交付要綱を制定して、公布して、採択して、実施していくこととなりますが、将来的に出てき得るものとして考えられますのは、1つには、260MHz帯のデジタル化をしていく際に、現在の方式に加えて、例えば、一層有効利用するような、新しい方式を追加していくようなことが出てまいりますと、技術基準の改正といったものが出てくる可能性がございます。また、アナログ方式の利用期限につきましては、消防・救急無線のほうは、平成28年5月という利用期限を既に告示として、本審議会の答申もいただいて定めておるところでございますが、防災行政無線につきましては、現在、利用期限を定めておりませんので、こういった期限を今後制定するという段階になりましたら、また、その周波数割当計画の改正についてお諮りをするということが出てこようかと思っております。

なお、この防災行政無線の周波数割当計画をどういうふうにするかということにつきましては、3月の末から、既に総務省として意見募集を一旦開始したところでございますが、全体のこの周波数帯の有効利用をどう進めていくかという全体検討を、まず行った上で、その中で使用期限について、その検討状況を受けて決めていくことがいいのではないかとということで、意見募集につい

ては一旦休止をした上で、今後は全体検討を進めていく予定としておりますので、また、そういった検討状況を踏まえながら、適切なタイミングでお諮りをさせていただきたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

何かご質問ありますか。

○原島代理 今回の法改正の対象としては電波利用料の使用範囲の拡大で、そこに説明として、補助スキームとして具体的に書いています。具体的な中身は法では規定しないということですか。

○竹内電波政策課長 はい。法律を受けて、私どもの公付要綱で定めることとなります。

○原島代理 この帯域ではないかと思えますけれども、アナログのテレビで、たしか4チャンネルから9チャンネルのところかな。自営通信という形になっていて、趣旨としては安全・安心の確保というのがありましたよね。

○竹内電波政策課長 はい。ございました。

○原島代理 それとは無関係なのですか。

○竹内電波政策課長 はい。この絵の右下のところ、絵の左側に点線で囲った部分が、今回、支援措置を講じたいという内容でございます。

一方で、絵の右側のほうに「公共BB（携帯用端末）」というふうに書いてある絵がご覧いただけるかと思いますが、この部分が、今ご指摘いただきました、いわゆるアナログ放送の跡地を御使いました公共ブロードバンドのシステムでございます。こちらについては、現在、警察等においては、実際の実運用が開始されつつございますので、今後、他の官庁においても、実際の導入が進むように、私どもとしても働きかけをしていきたいと。利用がちょうど始まったとこ

ろでございます。

こちらは音声というよりは、実際の災害現場でございますとかで映像を関係機関で共有していくためのシステムとして、導入が開始されたということでございます。若干、用途が異なっております。

○原島代理 それは今回考えている補助スキームが違うということであって、今回、法改正をすることによって、電波利用料で補助することが、新たな公共BBにも可能になるというように考えてよろしいのでしょうか。

○竹内電波政策課長 いえ。申し訳ありません。この公共BBの場合には、国の機関等が整備をしていくということが想定されますけれども、今回の、例えば、法律の条文を見ていただきますとわかりますように、「補助金の交付」となっていますので、国から市町村に補助するというような防災行政無線のような場合には該当するのでございますが、例えば、国から防衛省に補助するということにはなりませんので、そういった場合は該当しないということでございます。

○原島代理 わかりました。

今回とは違うかもしれませんが、アナログのテレビの跡地が有効利用されるというのは非常に重要であると思っています。あれだけの負担を国民にかけているわけですから。それがどのような形になっているか、また機会を改めて報告いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○竹内電波政策課長 はい。承知しました。

○前田会長 ほかにはいかがですか。

それでは、特にないようですので、どうもご報告ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、総合通信基盤局の審議は、これで終了いたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

## その他

○よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立てについて

○前田会長 それでは、続きまして、「よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立てについて」につきまして、雨宮審理官から説明をお願いいたします。

○雨宮審理官 本件につきましては、昨年7月30日に主任審理官から意見書が提出されまして、その内容を9月の電波監理審議会のほうに報告したところでございますが、異議申立て案件、その他にも2件ございましたので、本件の審議がおくれておりました。それと、12月から委員が2名欠員になっていたということもありまして、特に法律関係の委員の方が不在ということでしたので、今回、フルメンバーになったということで、再開の口火を切るという、そういった意味で、少しおさらいという観点で、ご報告というか、ご説明をさせていただきたいと思っております。

今日、資料をお配りしておりますけれども、カラーでコピーされています横長の資料は、異議申立ての付議の際に出された、総務省側から出された資料から抜粋したものでございます。そのほかの3枚は、私が個人的につくったものでございますので、何の権威もないものをご理解いただきたいと思います。

この放送の再送信の同意と、それに係る裁定という制度があるわけですが、全て新しい放送法に基づいて申し上げますけれども、放送法の第11条に、「放送事業者は他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、再放送をしてはならない」という、まず同意を得なければ再放送していけない

という原則があるわけでございます。その例外としましては、受信障害対策の場合というのは同意なしでもできるというケースがございます。それは、まず有線でやる場合が放送法の第140条にあるわけですけれども、要は業務区域内に受信障害が発生している区域があるときは、ケーブルテレビ事業者というのは、逆に言うと、義務として、地上基幹放送、テレビジョン放送に限りますけれども、それを受信し、放送番組に変更を加えないで、同時に再放送しなければならないという義務がかかっておりまして、そのときは、まず同意は不要ですね。いわゆる受信障害対策事業者として駆り出されているわけです。

それから、もう一点、今度、無線を使って再放送をするケースとしましては、受信障害対策中継放送というのがありまして、これはケーブルテレビじゃなくて、電波を受信して、そのままもう一回電波で出す場合なんですけど、これにつきましては、受信障害が発生している地域の地上基幹放送を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで、当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として、同時にその再放送をする基幹放送のうち、当該障害に係る放送局の免許人が行うもの以外のものをいう。要は、放送事業者は、受信障害がある場合は、自分で中継局を建てて放送対象地域全てカバーしなければいけないんですが、自分ででき切らない場合についても、第三者がそういう放送をやってくれるケースについても同意が不要というケースでございます。

そういう特別な事情を除けば、放送事業者は同意を得なければ、勝手に再放送をしてはいけないというのがありますが、そういった場合に、じゃあ、同意が得られないケース、どうしたらいいのかというのが、放送法の第144条にありますけど、そこで裁定制度、総務大臣による裁定の制度というのがあるんですが、それは全ての場合について裁定制度があるわけではなくて、要は地上基幹放送を有線テレビジョン放送事業者が再送信、再放送する場合に同意が得られなかったときに裁定制度というのがあって、その裁定の申請を受けたときに

は、総務大臣は再放送に係る同意をしないことにつき、正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするということになっております。ここが正当な理由がある場合かどうかというのが、総務大臣が裁定をするとき、どっちの裁定になるのかという分かれ目になるのかなと思います。

そんなことで、大まかな概要は、皆さん、ご存じのことかと思いますが、じゃあ、ちょっと、こちらのポンチ絵が描いてある、これでどういうケースがあり得るのかということを少し整理してみたいと思いますが。

まず、この四角でハッチがかかっているK県と、勝手にKと書いてありますけれども、大体、放送というのは、広域の場合もありますけれども、主に県単位で放送対象地域というものが決まっております、免許を受けた放送事業者は、その放送対象地域をあまねく放送を行き届けなければいけないわけですが、電波は必ずしもそううまくいかないで、届かない部分、そういったところは受信障害地域になるわけで、届くべきところに電波が届かない。逆に放送対象地域からはみ出て、お隣の県に漏れていっちゃうような場合、これをスピルオーバーと呼んでいますけれども、対象地域の外に電波が漏れているというようなケース、これは楕円で描いてありますけれども、これは電波が届く範囲をサービスエリアと呼ばせていただきますと、そういう出っ張りへっこみがあるということです。

そのときにK県に隣接するA市というのがあった場合、これは放送対象地域ではないが、スピルオーバーがあるA市というものが存在します。A市の隣にB市があつて、こちらは同様に放送対象地域ではなく、さらにスピルオーバーもないというようなB市が存在する。そのときにA市とB市は同じ隣接県の場合もあるし、1つまたいで次隣接の県にある場合もあるというようなこと、地域によって、いろんなケースが存在しています。そのときに、このA市とこのK県、あるいはB市とK県の関係、全く別個の場所というわけではなくて、人

的・物的交流、あるいは経済交流、情報交流というものがあるので、放送サービスが受かることによるメリット、あるいはその必要性というものが状況によって変わってくるんじゃないかなと思います。そのときに、じゃあ、どの範囲なら再放送を同意すべきなのか、あるいはしなければいけないのかというようなことが、今回の議論の対象になろうかなと思っております。

じゃあ、次に、今度、表の資料をごらんいただきたいと思います。

これは同意しないことについての正当な理由がある場合、ない場合というのを、ガイドラインが平成20年に制定されておまして、そのガイドラインの中でのポイントを書いたものでございます。

大きく分けて右と左、番組編集上の意図の侵害があると、もとの放送事業者が主張すると。一方、右側に、再送信をする、再放送の対象エリアとなる場所での受信者の利益というものが書いてありますけれども、このガイドラインでは上段と下段に分かれておまして、基本的な基準としては、上段の番組の同一性、チャンネルのイメージが損なわれているような場合は同意しない正当な理由だということで、これは受信者の利益との比較衡量するまでもなく、こういう侵害が認められたら正当な理由として該当しますよということをおっしゃるんですが、その下の段、「地域性についての意図」については、そこに書いてありますように、「放送の地域性の意図の侵害」と「受信者の利益」を比較衡量して、それが許容範囲内、言いかえれば受認限度内かどうかを判断をするということになっております。そのときに、地域性についての意図というものの侵害はどういうことかというのが、ガイドラインの中では見られたくない具体的な理由及び裏づけ資料を基幹放送事業者は出しなさいと言っておるんですが、じゃあ、どういったものが、それに該当するかという例示は全くないと。

じゃあ、具体的に本事案、テレビせとうちが放送事業者になるわけですが、でも、本事案では、そこに書かれたような、まず免許地域以外への電波の漏え

いがないように、総務省から制限を受けているのだからというようなこと、それから放送対象地域外の視聴者が必要とする情報を、自分の放送では十分に伝えられないんだから意図が侵害される。それから応募サービス等は、放送対象地域外への配布を全く想定していないので、それも意図が侵害される。それから、放送対象地域の住民に身近な情報、伝わりやすい表現ということにしておりますので、要は、それ以外のところは考慮していませんよ。それから、番組に起因する事故が発生しても、放送対象地域外への対応は困難だというようなことを、このテレビせとうちは、見られたくない具体的な理由及び裏づけ資料として提示をしています。

一方、受信者の利益としては、ガイドライン上、地域間の関連性に係る受信者の利益というものを挙げておきまして、(ア)(イ)とありますけれども、(ア)としては、人・物等の交流状況が利益だと。具体的には通勤・通学等の人の移動状況、両地域間の経済的取引状況、電波のスピルオーバーの状況等、主にこれで判断しなさいと。必要に応じて、その他の要素を入れなさい。その他の要素というのは、両地域間の関係をめぐる歴史的経緯、再放送に関する視聴実態、視聴習慣等ということになっています。

じゃあ、この地域間の関連性に係る受信者の利益だけが受信者の利益なのかということに関してですけれども、ガイドラインでは言及されておられません。このガイドラインをつくるもとになった研究会の取りまとめでは、これ否定していないんですけれども、この辺、どう比較衡量したらいいか、あまりきちんとした議論ができないのでというようなこともあって、この上の(ア)(イ)に限定をされたというような経緯でございます。

じゃあ、この2つをどういうふうに比較衡量するのか、その方法だとか基準だとかはあるのかということなんですが、ガイドラインでは言及がありません。

ただし、ここがちょっとポイントなんですけれども、ガイドラインでは、極

端な例として、下に示すような場合は、比較衡量しなくとも、正当な理由に該当するかしないかというのを、かなり明確に言っております。まず、再放送する地域が、放送対象地域に隣接する市町村であれば正当な理由に該当しないよと。要は、隣接する地域に再放送することはとめられないよというような感じですね。それから、その下、再放送する地域が、放送対象地域から、一見明白に遠方にあると認められる地域。この「一見明白に遠方」というのが、これもよくわからないんですが、その場合は正当な理由に該当すると。ちょっと※つけておりますが、ガイドラインには、ここまで書いていないんですが、この「一見明白」というのがちょっと気になったので、もとの研究会の取りまとめを読んでみますと、全国各地で地域事情が異なること等を勘案すると「一定の区域」を合理的かつ画一的に定められるかということ等に課題が残ることから、この点については今後の検討に委ねると。要は先送りをして、だから、この一見明白かどうかというところがはっきりすれば、これ、クリアになるんでしょうけれども、そこもわからない。

このカラーの資料を見ていただきますと、ちょっと時間もありませんので、最後のページ、見ていただきたいんですけども。

今回の事案というのは、香川県と岡山県を対象とする、放送対象地域とするテレビせとうちの放送を、高知県、その地図で見ていただくと、高知県は香川県の隣接県ではないんですね。ちょっと私、社会科が苦手だったので、隣接だと思っていたんですが、このように隣接県ではないんです。さらに言うと、土佐市、須崎市というのは、もう随分、市町村でいうと何個飛びか離れたところにあるというような、こういう位置関係にあるということで、一見明白なのかどうかというのは、ちょっとはっきりしませんけれども、少なくとも隣接する市町村でないことは明らかということかと思えます。

ちょっと最後に、「よさこい決定案」の構造という紙をごらんいただきたいと

思うんですが。これは山本委員から、決定案のたたき台という形でお示しをいただいたのを見まして、少し整理をしたものです。

まず、意見書に基づいて決定案をつくるということからしまして整理してみました。

まず結論についてですけれども、「不同意裁定を取り消し、同意すべき旨の裁定をする」というのが意見書の書き方なんです、これを変更するのかどうかというのがポイントの1かと思います。

理由なんです、意見書に書かれた「理由」、「証拠及び主張に対する評価」を基本としたらどうかということなんです、その要旨はこういうことだと思います。放送の地域性の意図の侵害があるとしても、一般的な区域外再放送の場合における程度を超えるものとも、本件固有の態様のものとも認められない。特別ではないと。それから、受信者の利益も、放送対象地域の近接、隣接ではなくて近接ですね、県住民が一般的に享受する程度であるが、それ以下に過小評価して「正当な理由」があるとするのは、放送法の適用解釈について不当なものとして評価できるということで、これは不同意を取り消すというような理由になっております。

そして、特に意見書を踏まえて、山本委員のほうからご指摘あったところなんです、この同意裁定制度上の不備があるんじゃないかということで、まず不備な点としましては大きく2点。この同意裁定制度と放送対象地域の制度、さらには著作隣接権の制度との調整の不備があるんじゃないかと。さらに客観的な基準として機能しないガイドラインという問題があるんじゃないかと。そういうことで、このポイントの3としましては、制度上の不備の内容は、これに尽きるか、あるいはこれでいいのかどうかというのが1つ、さらに、この不備の問題を、決定案の議決において、どんな位置づけで扱うのかと。これはこれとして、切り離すべきなのかどうかということもあろうかと思えます。そ

して、こういったことを振り返って、現行の法制度の適用として、上記の本決定の結論は妥当なのかどうかということ。要は法律がこうなっているんだから、これで仕方がないんじゃないかということなのか、あるいはそもそも論として、これはどう解釈すべきなのかという、非常に大きな問題を抱えている異議申立て事案なのかなということでございます。

また、今日、お時間ありませんので、かいつまんだご説明ですけれども、著作隣接権との関係ですとか、それから、これまでの、この制度が導入された経緯とかといったのも、また機会を改めてご説明させていただきたいと思います。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

山本委員から何かありますか。

○山本委員 いえ。今日はあまり時間がございせんが、まさに適切にまとめていただいたとおりで、個別のこの案件を、どう処理するかという問題があるわけですけれども、ただ、佐藤審理官等の意見書の初めに書いてある、不同意裁定を取り消して、同意すべき旨の裁定をするという結論をそのまま維持するとなると、そもそも今の法制度、あるいはガイドラインが、このままでいいのかという問題に必然的になってくるので、そこまで考えた上で、この結論にしないと、まずいと思います。

逆に結論をひっくり返すということになると、おそらく訴訟になると思いますので、裁判所に対して積極的な論拠を示さなくてはいけない。しかも、審理官の意見書と違う結論を出すわけですから、かなり強い正当化の理由が必要になると思いますので、それが果たしてできるかということが問題になります。制度論の問題もありますが、とにかく現行法の解釈としてどうなるかという形で結論を出さざるを得ませんから、その場合に、もし審理官の意見書と違う結論ということになると、かなり強い論拠が必要になるということでございます。

どちらの結論をとるにしても、かなり慎重に考える必要があるということでございます。

○原島代理 やはり裁定するには、法律に従ってということに当然なると思えますけれども、一方で、その法律がどういう趣旨でつくられたものであるかをしっかり認識しないで形式的にはできないと思います。その趣旨の勉強、具体的には、ガイドラインがどのような経緯で、どのような趣旨のもとでできたのかを勉強する必要があると思っています。

○前田会長 それじゃ、もう少し審理を尽くすということで、少し勉強会なんかも含めて、何回かやらせていただこうというふうに思いますが、よろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 特によろしいようでしたら、じゃあ、そういうことにさせていただいて、次回以降、また別に議論させていただきたいというふうに思います。

ほかにはありますでしょうか。

なければ、これで審議会を終了いたします。

## 閉 会

○前田会長 次回は5月17日の金曜日の15時からということで予定しておりますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。